

教職第1272-3号
令和6年1月24日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和5年分給与所得者の源泉徴収票の配信について（通知）

日頃より適正な給与支給事務について、御協力いただきお礼申し上げます。

貴所属所職員の令和5年分給与所得者の源泉徴収票を、小中学校県費事務システムにて配信しています。

つきましては、お手数ですが帳票データ検索から源泉徴収票を印刷し、下記の点に御留意の上、職員に交付して下さるようお願いいたします。

記

1 源泉徴収票の取扱いについて

別紙3「印刷設定」を参照し、職員につき2部（本人交付用と所属所用）印刷してください。1部を職員に交付し、もう1部を各所属所で保管してください（保存期限は7年です。）。

源泉徴収票配布時に、再交付は所属所において行う旨を職員に周知するとともに、再交付の申請があった場合は、下記により処理してください。

- (1) 源泉徴収票をコピーし、所属長の原本証明を行い、職員に交付してください。
- (2) 職員に異動があった場合の再交付は、旧所属所で行ってください。
- (3) 所属所用とした源泉徴収票は紛失しないよう、特に注意してください。教職員課には控えがないため、再交付はできません。

2 源泉徴収票が再出力される職員について

以下に該当する職員につきまして、源泉徴収票が再出力されます。今回出力された源泉徴収票について職員宅へ送付していただき、以前送付した分については破棄していただくよう案内してください。

- (1) 令和5年中に退職し、差額が支給された者
- (2) 令和5年中に所得税税額区分が「甲」から「乙」へ変更になった者

3 所得税申告区分の確認

職員本人の申告誤り等により所得税申告区分に誤りがある場合は、職員本人が確定申告を行うよう周知してください。

4 扶養親族名等の確認について

扶養親族名等は、「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」により報告された氏名、フリガナが記載されています。

(1) 「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」の報告内容が誤っていた場合
源泉徴収票を手書きで修正の上、職員に交付してください。

(2) 「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」で報告したとおりに文字が記載されていない場合
電算システムの都合上、記載されない漢字があるため、手書きで修正の上、職員に交付してください。

5 住所の確認について

令和6年度住民税課税資料として、各職員の源泉徴収票に記載されている市区町村へ当課から報告書を送付します。

源泉徴収票に記載されている住所と、令和6年1月1日現在の住民登録住所が一致していないと、住民税の重複課税や課税漏れ等が生じる場合があります。必ず職員本人が確認するよう徹底してください（臨時的任用職員、任期付職員についても確認が必要です。）。

確認の結果、源泉徴収票の住所に誤りがある場合は、別紙2「住民税特別徴収に係る住所訂正依頼」（以下、「住所訂正依頼」という。）を作成し、源泉徴収票の写しを添付の上、提出してください。

ただし、住所の不一致が同一市区町村内の場合は、報告の必要はありません。
※「住所訂正依頼」では、給与マスタの住所を変更できませんので、給与マスタの住所を修正する場合は、別途、例月の給与報告で修正してください。

「住所訂正依頼」の提出先及び提出期限

(1) 提出先

教職員課 給与管理担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

【FAX番号】048-830-4953

(2) 提出期限

令和6年1月29日（月） ※ 期限厳守

※可能な限り速やかに御提出いただくようお願いします。

6 住宅借入金等特別控除について

(1) 住宅借入金等特別控除額の確認について

平成21年1月1日から令和5年12月31日までの間に入居した者で、新築又は増改築をした住宅について所得税の住宅借入金等特別控除の適用がある者についても、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額が翌年度分の住民税から控除されます。

源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」欄には、今回の年末調整により控除された額が記載されています。所得税から控除しきれなかった場合は、源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載されます（対象とならない場合、記載はありません。）。

住民税からの住宅ローン控除の詳細については、居住市区町村へ問い合わせるよう必ず職員に周知してください。

(2) 住宅の取得等が特定取得、特別特定取得、特例特別特例取得に該当する場合

別紙1を参照してください（対象とならない場合、記載はありません。）。

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

※「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

※「特例特別特例取得」とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。

7 扶養親族における非居住者区分欄の変更について

令和5年1月より、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲が変更となりました。源泉徴収票への記載については、別紙1を参照してください。

8 死亡退職者にかかる源泉徴収票について

死亡退職者については、死亡退職にかかる年末調整を行った際に発行された源泉徴収票を遺族の方へお渡しください。死亡退職者で所得税区分「乙欄」の者については、給与管理担当より源泉徴収票を発行いたします。

今回配信された源泉徴収票の配布は不要です。

担当 給 与 管 理 担 当
電話 048-830-6671

源泉徴収票の記載内容について

(1) 「非居住者である親族の数」欄

配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者の方がいる場合にはその人数が記載されます。

(2) 「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の各欄

年末調整の際に2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合は1回目、2回目の欄にそれぞれ記載されます。

ア 「住宅借入金等特別控除適用数」欄

年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数が記載されます。

イ 「居住開始年月日(1回目、2回目)」欄

和暦で年、月、日を分けて記載されます。

ウ 「住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)」欄

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分が記載されます。特定取得に該当する場合は(特)、特別特定取得に該当する場合は(特特)、特例特別特例取得に該当する場合は(特特特)が付記されます。

(例) 住(特)、認(特特)、震(特特特)など

(3) 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」の各欄

それぞれの控除対象者の氏名、フリガナが記載されます。

また、控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に【*】が記載されます。控除対象扶養親族が非居住者の場合、以下の数字が区分の欄に記載されます。

【01】 年齢16歳以上30歳未満の人又は70歳以上の人

【02】 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

【03】 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、障害者

【04】 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、扶養控除の適用を受けようとする給与所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万

円以上受けている人

(4) 「摘要」欄

ア 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名が記載されます。

また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が以下に該当する場合は、それぞれの文言が付記されます。

(ア) 16歳未満の扶養親族の場合は氏名の後に(年少)と付記されます。

(例) 埼玉 五郎(年少)

(イ) 16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は氏名の後に(非居住者)と付記されます。

(例) 埼玉 六郎(年少)(非居住者)

(ウ) 控除対象扶養親族が非居住者の場合は氏名の後に上記(3)記載の番号が付記されます。

(例) 埼玉 七郎(01)

イ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)かつ当該配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、氏名の後に(同配)が付記されます。

(例) 埼玉 花子(同配)

ウ 所得金額調整控除の適用がある場合は、例のように表示されます。ただし、同一生計配偶者又は控除対象扶養親族の氏名が「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、摘要欄には記載されません。

(例) 埼玉 花子(同配) 同一生計配偶者が特別障害者の場合

埼玉 一郎(調整) 扶養親族が特別障害者又は23歳未満の場合

エ 前職報告をしている場合は、①名称②住所(都道府県から市区町村まで)③退職年月日④収入額⑤所得税⑥社会保険料が記載されます。

(例) 前職 (株) 埼玉 埼玉県川口市 退職年月日 令和05年03月31日

収入額 1,000,000円 源泉徴収額 100,000円 社会保険料 20,000円

オ 退職手当等のある配偶者(退職所得を除く所得の見積額が133万円以下)または扶養親族(退職所得を除く所得の見積額が48万円以下)がいる場合、その配偶者または扶養親族に関して①(退)の付記された氏名②続柄③生年月日④住所⑤障害者または特別障害者である場合はその旨⑥国外に居住する非居住者である場合はその旨⑦退職所得を除いた合計所得金額の見積額⑧納税者が寡婦またはひとり親である

場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る）はその旨が記載されます。

(例) (退) 埼玉 花子 妻 昭和 37 年 5 月 1 日 埼玉県さいたま市浦和区〇ー〇
1,000,000 円

(5) (源泉・特別) 控除対象配偶者及び配偶者の合計所得欄

(源泉) 控除対象配偶者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・合計所得が記載されます。

(6) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の表示位置

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の表示位置について、源泉徴収票中「社会保険料等の金額」上段に内数として表示されます。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の申告をしていない場合は、何も表示されません。

(例)

社会保険料等の金額	
千	円
150	000
300	000

(7) 「基礎控除の額」欄

基礎控除の額が 48 万円 (所得金額 2400 万円以下) の場合は、記載が省略されます。

(8) 「所得金額調整控除額」

所得金額調整控除の適用がある場合は、金額が記載されます。

教育局教育総務部教職員課長 様

(所属所長名)

住民税特別徴収に係る住所訂正依頼

下記職員について「令和 5 年分給与所得の源泉徴収票」の住所が、令和 6 年 1 月 1 日現在の住所と異なりますので、給与支払報告書の訂正をお願いします。

記

職員氏名・職員番号 (ゴム印でも可)

1 住 所

源泉徴収票に打ち出された住所		市区町村コード	
----------------	--	---------	--

1 月 1 日現在の住所 (居所)		市区町村コード	
-------------------	--	---------	--

1 月 1 日現在住民票のある住所		市区町村コード	
-------------------	--	---------	--

2 訂正を要する原因及び理由記入欄 (具体的に)

(住民票と居所が違う場合は、その理由を記入してください。)

<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> { <div style="margin-right: 20px;"> <p>居所を異動した日</p> <p>住民票を異動した日</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> </div> </div>
<p>※住民票の異動を届出した日ではなく、異動した日を記入してください。</p>

※ 今回配信した源泉徴収票の写しを裏面に貼付してください。

所属所名	
所属所コード	

記入者氏名 _____

電話番号 _____

源泉徴収票（写し）添付箇所

別紙3 印刷設定

印刷

プリンター(N): ApeosPort-IV 6080

部数(C): 1

印刷するページ

すべて(A)

現在のページ(U)

ページ指定(G) 1 - 40

▶ 詳細オプション

ページサイズ処理 ①

サイズ(B) | ポスター | **複数** | 小冊子

1枚あたりのページ数: カスタム... 2 x 1 ②

ページの順序: 横

ページ境界線を印刷

用紙の両面に印刷(O)

向き:

縦

横 ③

各シート内でページを自動回転(W)

注釈とフォーム(M)

文書と注釈

注釈の一覧(I)

297.01 x 210.02 ミリ

1 / 20 ページ (1)

印刷 キャンセル

- ① ページサイズ処理「複数」を選択
- ② 1枚あたりのページ数「カスタム」を選択し、「2×1」に設定
- ③ 向きを「横」にする
- ④ 各職員につき2部印刷し、二つに切り分けをする。1部を職員へ交付し、もう1部を所属所用とする。
※内容は同一のもので、どちらを本人交付用又は所属所用にしても構いません。